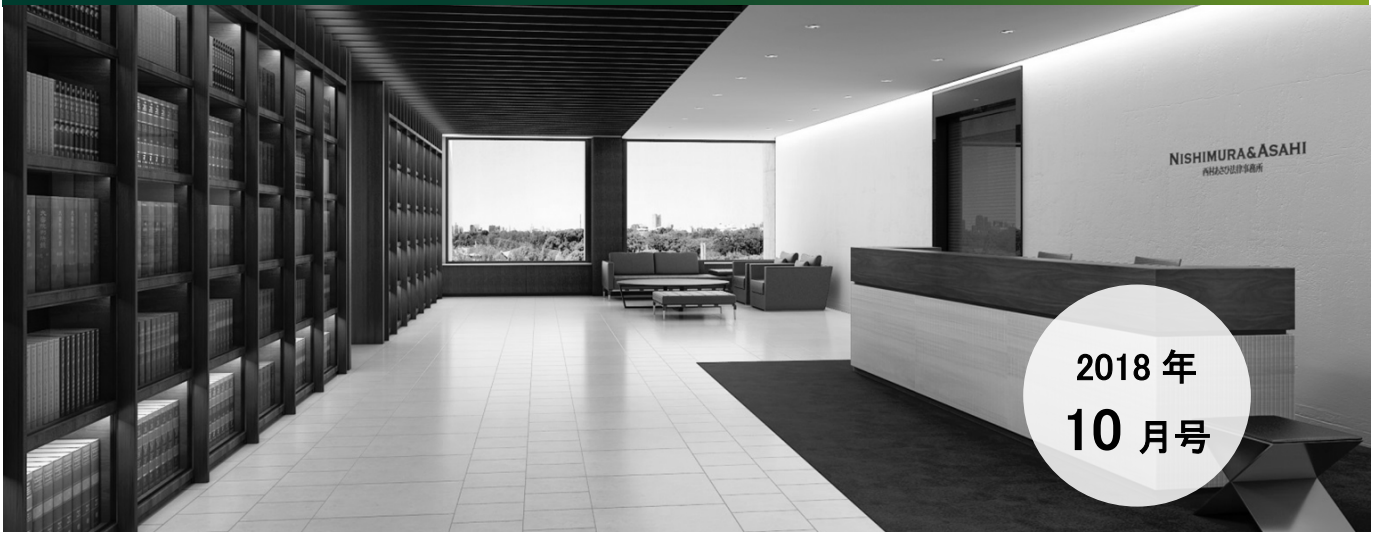


ロボット/AI ニュースレター



AI の学習用データセットにおける著作物の利用について —2018 年改正著作権法第 30 条の 4 の解説

執筆者: 福岡 真之介、沼澤 周

ロボット/AI 開発においては、学習用データセットにおける著作物の利用が問題になることがある。2018 年著作権改正(以下「本改正」という。)においては、大きく、①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備、②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備、③障害者の情報アクセスの機会の充実に係る権利制限規定の整備、④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等が行われた。本ニュースレターでは、この①のうち、「表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」による著作権の制限規定取り上げるとともに、当該規定がロボット/AI の開発・利用にどのような影響を与えるかを解説する。なお、本ニュースレターで言及する条文はすべて著作権法の条文である。

1 権利制限規定とは

ロボット/AI の開発・利用過程においては、一般にデータが多くなればなるほど精度の高い学習済モデルが生成できる。シンプルな例を用いれば、多数の画像の中から「猫」の画像を判定する場合において、できる限り多くの「猫」の画像のサンプルがあった方が「猫」であることの特徴を多く拾い上げることができるようになることから、判定の精度が上がる。このとき、ウェブ上に公開されている「猫」の画像データを用いることができれば、大きな労を要せずに大量のデータを獲得することも想像に難くないであろう。しかし、この「猫」の画像データは、誰かによって撮影された創作性のある写真である可能性がある。

このように創作性のある写真等をデータストレージに保存する場合、「複製」(第 2 条 1 項 15 号)に該当し、著作権者の有する複製権(第 21 条)の侵害になる可能性がある。しかし、著作権者の経済的利益と情報を利用する社会一般の利用との調和を図るため¹、著作権の効力を制限し、著作権侵害となることを否定するものが権利制限規定である。日本の著作権法においては、米国におけるフェアユースのような包括的な権利制限規定がないため、著作権者の許諾なしに著作物を利用するためには、個別に著作権侵害とならない類型を定めた権利制限規定を利用することがまず考えられる。

¹ 中山信弘『著作権法(第 2 版)』281-282 頁

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

2 本改正における位置付け

本改正の目的の一つとして、AI やビッグデータを活用したイノベーションにかかわる著作物の利用ニーズのうち、著作物の市場に大きな影響を与えないものについて、相当程度柔軟性のある著作権を制限する規定を整備し、著作物の利用の円滑化を図るものとされた。文化庁の説明資料²によれば、①権利者の**利益を通常害さない**と評価できる行為類型、②権利者に及び得る**不利益が軽微な**行為類型、③著作権の**市場と衝突**する可能性があるが、**公益的政策実現等**のために著作物の利用の促進が期待される行為類型に分けた上で、それぞれの類型に即した規定を設けたとのことである。具体的には、本ニューズレターで取り上げる第30条の4は、①に該当するという整理であり、①については、権利者の利益を通常害さない行為類型であることをもって、他の規定と比較してより抽象的な要件を規定し、包括的に権利制限の対象とすることを企図しているとのことである³。以下では、このような整理を前提にした上で具体的に第30条の4について解説する。

3 改正条文

本改正により、改正された第30条の4の条文は以下のとおりであり(太字や下線は筆者)、2019年1月1日の施行が予定されている。

第三十条の四(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

著作物は、**次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

(1) 思想又は感情の享受を目的としない場合

まず、第30条の4には、第1号乃至第3号が思想又は感情の享受を目的としない場合として挙げられているが、「次に掲げる場合その他の……場合」とされていることから、第1号乃至第3号に規定される類型はあくまで例示であり、第30条の4は、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」を包括的にカバーする規定であると解される。その意味で、第30条の4は、包括的な権利制限規定であるといえる。

また、「表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」の意味については、文化庁資料によれば、前記①の類型が「著作物の享受(鑑賞等)する目的で利用しない場合等」と表現されていること、及び第3号において「著作物の表現についての人の知覚

² 2018年4月2日付け文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律案 概要説明資料(AIの利活用促進関係)」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/contents/dai4/siryou6.pdf

³ なお、電子計算機における著作物利用に付随する利用等に関する権利制限規定(第47条の4)も①の類型と整理されている。

による認識を伴うこと」がないとされていることから、人の目に触れる態様(鑑賞等)でない利用を意味していることが窺われる^{4 5}。

従来から議論されてきたリバースエンジニアリングにおける利用は、国会審議において、プログラムの実行などによりその機能の享受を目的としないものであることから、柱書(「思想又は感情の享受を目的としない」場合)に当たるという説明がなされていたが、各号に該当する場合もあると考えられる。

このように具体的な内容については、新たなニーズを想定していることもあってか、必ずしも明らかではなく、従前の議論や従前の権利制限規定⁷の解釈を踏まえて、ケースバイケースで議論していくほか、今後の検討及び裁判例の蓄積を待つほかないといえる。以下、第1号から第3号を個別に見てみる。

(2) 第1号・試験的利用

第1号は、例えば、国会審議において議論されたように、カメラやプリンターの開発のために、美術品を複製等する場合が想定されており、ロボット/AIにおいては、そのセンサーによる認識及びこれに基づいた出力機能の試験のために利用されることが想定される。

現行第30条の4を引き継いだものであるが、未公表著作物が含まれるなど、若干の変更が行われている⁸。なお、文化庁資料によれば基礎研究等が含まれない可能性がある⁹と指摘されているが、第1号の文言に実質的な修正はないため、柱書(「思想又は感情の享受を目的としない」場合)に読み込む趣旨と理解される。

(3) 第2号・情報解析のための利用

第2号は、ロボット/AIの開発における情報解析について利用されることが想定されていた現行第47条の7を引き継いだものである。従前は「統計的な解析」とされていたところ、ロボット/AI開発で用いられる、「代数的」「幾何学的」な解析も含むよう単に「解析」とされており、また、コンピューターによらない情報解析も許容されるような書きぶりとなっている。

また、現行第47条の7は、記録媒体への保存と翻案による利用のみを規定していたがこの制限がなくなったため、第三者に情報解析を目的とする著作物の譲渡や公衆送信等を行うことにより、情報解析を委託したり、共同で情報解析したりするような場合が含まれることが明らかにされており、実務における使い勝手が向上した。

⁴ 国会審議においては、この「享受を目的としない」場合とは、「著作物等の視聴等を通じて視聴者等の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断されることになる」、「例えば、主たる目的が享受のほかにあったとしても、同時に享受の目的もあるような場合には同条の適用はない」との発言がなされている(政府参考人 中岡司氏の発言第196回参議院文教科学委員会)。

⁵ いわゆる表現・アイデア二分論に基づけば、具体的な表現から昇華されたアイデアのみを利用する場合にはそもそも著作権侵害にはならないと解されているため、あえて権利制限規定を設ける必要はないのであるから、この「思想又は感情の享受を目的としない」とは、アイデアのみを利用することを指しているものでない⁶と理解でき、表現された思想又は感情の一部を利用することを想定していると理解できよう。

⁶ ロボット/AIからは少々離れるが、本条の「思想又は感情の享受を目的としない」との文言から、従前の議論に加えて、音楽教室やダンス教室における指導が、これに該当すると解される可能性があるのではないかと指摘がなされている。直感的には、観賞等をするのではなく、楽曲の演奏をし、あるいは楽曲に基づいてダンスをするために利用しているのであるから、楽曲そのものの「思想又は感情の享受を目的としない」ともいえそうであるが、少なくとも立法事実として想定されていたものではないため、本条により新たな権利制限効果が付与されるものと解することは少々難しいのではないかとと思われる。

⁷ 改正法の附帯決議においては、「柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、現行法において権利制限の対象として想定されていた行為については引き続き権利制限の対象とする立法趣旨を積極的に広報・周知すること」等とされており、現行法により許された範囲を限定するものでないという立法趣旨が示されている。

⁸ 現行第30条の4の導入の際にも、著作物の表現を享受しない類型であるという整理からすれば、未公表に限る必要はないことが指摘されていたが、技術開発や実用化のための試験に未公表著作物を利用する必要はないという理由により限定がなされていた(清水節「平成24年著作権法改正について」竹田稔先生傘寿記念『知財立国の発展へ』429頁)。

⁹ 従前より、直接的に対象とするのは、開発・実用化のための試験的利用であると指摘されていた(池村聡＝壹貫田剛史『著作権法コンメンタル・別冊・平成24年改正解説』121頁)。

(4) 第3号・知覚の認識を伴わない利用

第3号は、バックエンドで行われる著作物の利用を広くカバーすることが想定された新設の条文であり、権利制限範囲を広く解釈し得るものとなっている。もっとも、「人の知覚による認識を伴うことなく」ということであるが、どの程度目に見えないことが求められるのかという点については必ずしも明らかでなく、ケースバイケースで判断せざるを得ないと思われる。

(5) ただし書

ただし書は、従前の他の権利制限規定において規定されていたものと同様の趣旨と理解される。現行第30条の4からすれば、新規に追加されたように見えるものの、従前は同条の要件を満たす場合には、著作権者の利益を不当に害することはないと整理されていたことによるものであり¹⁰、実質的な変更はないものと解される。

また、現行第47条の7は、「ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りではない。」と定めるのみであったことからすれば、一見して内容に変更があるようにも思える。もっとも、現行法において適法であった行為を違法とする趣旨ではないとされていることからすれば、実質的な変更はないと解するのが妥当であろう。こちらも現行条文からの変更である拡大された利用態様等に関しては、ただし書が影響する可能性があると考えられる。いずれにせよ、本条のただし書を解釈するに当たり、現行第47条の7のただし書の要件を満たすと解される場合には、著作権者の利益を不当に害するといえるものと思われる。

第3号及び柱書に関しては今後の検討及び裁判例の蓄積を待つほかないものと思われる。

4 最後に

以上のとおり、第30条の4は、ロボット/AIにおける著作物の利用に関して、新たなニーズをも補足しようとする一歩踏み出した内容になっているが、そのためもあってか抽象的な規定となっている。従前の議論や従前の権利制限規定を踏まえながら、実際の利用態様を把握した上で、個別にリスク判断を行うことが重要である。

なお、従来から第47条の7があることから、日本において機械学習のためのデータ利用に制約が少ないと言われていたが、本改正による第30条の4の改正により、その傾向は益々強まったといえるであろう。その結果、グローバル企業等が、外国で創作された著作物を、日本において機械学習のために利用することが増加することも想定される。その場合には、クロスボーダーの著作物の利用が問題となる。この点については、機会があれば、改めて論じることとしたい。



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
s.fukuoka@jurists.co.jp

1996年東京大学法学部第一類卒業。1998年弁護士登録。2001年西村あさひ法律事務所に所属。2006年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006-2007年シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所(米国)勤務、2007-2008年ブレイク・ドーンソン法律事務所(オーストラリア)勤務。著書は、『AIの法律と論点』(商事法務・2018)、『IoT・AIの法律と戦略』(商事法務・2017)等多数。



ぬまざわ しゅう
沼澤 周

西村あさひ法律事務所 弁護士
s.numazawa@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。著書は、『AIの法律と論点』(商事法務・2018)等。知的財産権や技術関連(AI、自動運転関連技術等を含む)の取引・紛争、個人情報保護法等のデータ保護法制に係る案件、その他ベンチャー支援を含む一般企業法務を取り扱う。

¹⁰ 池村聡=壹貫田剛史『著作権法コンメンタル・別冊・平成24年改正解説』122頁。条約上の義務があることから、権利制限規定に関しては、ただし書の明記がなくとも実質的に当該要件と同等の審査がなされているものと考えられる。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>